

6月26日現在

日本共産党の 岩崎貴博 　　です。私は日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対し、反対討論を行います。

まず、議第45号・大分市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてです。

この条例は、国の農業委員会法の改正にともなうもので、農業委員のこれまでの農民による公選制を廃止して農民の代表ではなく、市町村長が任命する任命制に変更することや、その農業委員の定数を少なくし、農地の大規模化をすすめる農地利用最適化推進委員を新設するもので、市長の要請にしたがって仕事をするスタッフとなり、農家・農民の代表として農地についての「意見の公表、建議」をすることが削除されています。

農業委員会は単なる机上委員会となり、『活動』は推進委員会の役割になり、農業委員が現行の36人が14人と少人数になり、担当する地域の声も把握しにくくなります。また、農業の現場では女性が重要な役割を果たしていますが、女性の委員が出にくくなるのではないのでしょうか。全国では子どもたちの食生活について食の大切さ、食べ残しゼロの啓発を行い、地産地消など女性ならではの意見を建議の立案に反映させ、郷土食の伝承など進めている地域もあります。公選制から任命制になることにより農業委員の重みも大きく変わることになります。

現在、国の政治はTPP交渉に見られるように、大金持ちがさらに利益を得られれば良いという姿勢です。農業、林業を守ることにはお金がかかりますが、国民の食糧を確保するための一番の安全保障です。

当議案は農業委員会をいま現場で農地を守っている農業者の声を反映しにくく、形骸化し、今後は農地利用の最適化だけをやっていけばいいという農業委員会になる心配があります。

大分市でも、特に中山間地で担う農業委員の任務は重大であり、その意味からも当条例制定に反対します。なお同じ立場から、**議題48号・各種委員会の委員の報酬及び、費用弁償に関する条例の一部改正**についても反対します。

次に、議第47号・大分市個人情報保護条例の一部改正についてです。

これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部改正にともない改正をしようとするものです。

いわゆるマイナンバー制度は、日本で暮らす、すべての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能とし、社会保障の締め付けと、税や保険税・料の徴収強化につながるものであり、許されません。

また、国民にさしたるメリットもない上に、プライバシー侵害の危険が格段に強まると言われており、個人情報やプライバシー保護については、実効性ある対策が何もない欠陥法です。すでに誤送付が次々と明らかになり問題となっています。

さらに、2013年の現行法は、その後随時改正され、メタボ健診、銀行預金口座にも利用目的が拡大され、今後は、民間への情報提供も狙われいます。情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危険性を抱えているマイナンバー制度適用の範囲拡大の具体化はやめるべきです。

マイナンバー制度について、国は国民の利便性の向上をいっていますが、他方で国民の所得・資産の効率的把握で徴税の強化や、過剰な社会保障給付をチェックされるなどの危惧も指摘されています。以上の理由からマイナンバー法の改正にともなう条例改正は認められません、よって議第47号について反対します。

次に、議第54号・大分市立小学校設置条例の一部改正についてです。

これは野津原地区の3小学校統合をするために、既存の2つの小学校を廃止しようとする

ものであります。

これまで地域協議会で議論を重ね、この提言をうけてのことだと説明されていますが、かなりの異論も出されたときいています。そうであるならば、もっと時間をかけて結論をだしても良かったのではないのでしょうか。また地域の小学校がなくなることは地域コミュニティの核を失うことになり、地域の疲弊をさらにすすめていくことになるのではないのでしょうか。さらに農業振興のために後継者、担い手づくりは大きな課題となっていますが、この受け皿をせばめることにもなります。可能な限り存続の立場で議論がつくされるべきであったと考えます。「統合先にありき」は認められません。よって、議第54号について反対します。

次に、議第56号・土地買収についてです。

これは、横尾土地区画整理事業公共用地として約96,817平方メートルを約19億4,184万円、平方メートル当たり20,056円で、大分県土地開発公社から買い取ろうとするものです。横尾公共団体区画整理事業は、幹線道路にアクセスせず、メリットも少なく、公共の福祉の増進という本来の趣旨とはかけ離れ、一部の人のためという指摘もある事業です。その区画整理事業内の仮換地部分などを買い取るものですが、認めることはできません。以上の理由で、議第56号に反対します。

次に報第1号、先決処分した事件の承認について、

(平成28年度大分市一般会計補正予算(第5号))についてです。

第7款・商工費、第1項商工費のうち企業立地促進助成金、第10款・教育費、2項小学校費、3項中学校費の3目学校建設費は、それぞれ減額補正です。また8款土木費4項都市計画費のうち6目横尾公共団体区画整理事業費など、当初予算で反対した基本的立場から賛成できません

最後に、請願・陳情についてです。

平成29年・請願第3号、テロ等準備罪の廃止を求める意見書提出方^{かた}についてです。

総務常任委員長報告は、不採択であります。

この請願は、テロ等準備罪（「共謀罪」法）が15日の早朝、参議院本会議で強行され、自民・公明・維新の賛成多数で可決成立したことから、国民の思想・良心の自由を侵す憲法違反のテロ等準備罪の廃止を求めたものであります。

審議すればするほど、疑問点や新たな論点が噴出し追い詰められた安倍政権は、参議院法務委員会の審議を一方向的に打ち切り、国会ルール無視の禁じ手を使って、委員会採決を省略し、本会議採決に持ち込む「中間報告」という異常な強行採決を断行したことは許されません。

また、犯罪が起こる未遂の段階での捜査によって、思想・良心・言論の自由など基本的人権の侵害につながります。さらに組織的犯罪集団の定義はあいまいで、広く市民や団体を監視し、処罰の対象にする危険があります。

またこの法は、安倍政権による戦争する国づくりをすすめるための道具立てとなるもので、現在版治安維持法ともいべきものです。立憲主義、平和主義・民主主義擁護の立場から絶対に認めることはできません。よって平成29年・請願第3号の不採択に反対します。

次に、平成29年度・陳情第12号、学校の教材に教育勅語を使用しないことを求める陳情についてです。

文教常任委員長報告は不採択であります。

この陳情は、学校教材として「教育勅語」を使用することは否定しないとした「閣議決定」に対し、個人の尊厳をうたう現憲法とは相いれないことから、本市において教育勅語を教材として使用しないようもとめたものです。

そもそも「教育勅語」は憲法と当時の教育基本法に反することから、1948年に衆参両院で排除・失効確認の決議が上がっています。この歴史的ともいべき国会決議の主旨を1内閣の閣議決定という形で覆すことは、議会制度の基本を踏みにじるものです。軍国主義教育の支柱だった「教育勅語」を教材として使用することは絶対に認められません。

そもそも政府・内閣の閣議決定によって、何が教材として使用可能か、不可かを定めるということ自体が、政府が直接教育内容を決定・管理するという危険な道です。今後こうした危険な道に突き進み、教材として使用される懸念が広がるなかで出された陳情であり、性急に結論をだすのではなく、チェック機関として、十分な審議をつくすべきだったと考えます。よって、平成29年度・陳情第12号の不採択に反対します。

以上で反対討論を終わります。